

2020年3月2日  
 東京MOU事務局

## 非常システム及びその手順に関する 合同集中検査キャンペーン（CIC）結果について （中間報告）

2019年9月1日から11月30日までの間、パリMoUと合同で実施しました「非常システム及びその手順に関する集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign: CIC）」（質問票：別添）について、今般、中間結果報告を取り纏めましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、このキャンペーンの最終報告書については、本年12月に韓国において開催予定の第31回PSC委員会で審議、承認された後に公表の予定です。

### 記

#### 1. 検査隻数及び拘留船舶数

メンバー当局全体では、期間中、7, 174隻の船舶に対しPSC検査を実施し、その内、55隻（拘留率：0.76%）がこのキャンペーンに直接関連する不適合により拘留処分を受けました。なお、期間中に拘留された船舶は全体で216隻（同2.62%）でした。

#### 2. 旗国別・船種別内訳

##### 旗国当局別検査隻数（上位4当局）

順位	旗国当局名	隻数（全体に占める割合）
1	パナマ	1,942隻（27.07%）
2	マーシャル諸島	729隻（10.16%）
3	リベリア	720隻（10.03%）
4	香港（中国）	705隻（9.83%）

##### 船種別検査隻数（上位3船種）

順位	船種	隻数（全体に占める割合）
1	ばら積み貨物船	2,773隻（38.65%）
2	コンテナ船	1,276隻（17.79%）
3	一般貨物船／多目的船	1,234隻（17.20%）

### 3 検査の結果等

#### 旗国別拘留隻数（キャンペーン関係の拘留）

旗国当局名	拘留隻数（検査隻数）（拘留率）
パナマ	20（1,942）（1.03%）
リベリア	5（720）（0.69%）
マーシャル諸島	4（729）（0.55%）
ベトナム	3（145）（2.07%）
トーゴ	3（65）（4.62%）
シエラレオネ	3（65）（4.62%）
その他	17（3,508）（0.48%）

#### 欠陥指摘の多かった項目（上位5項目）

順位	検査項目	件数 （全体に占める割合）
1	非常配置表の内容（質問票5関係）	178 （2.50%）
2	非常用電源による電力供給（質問票6関係）	151 （2.12%）
3	船内の損傷制御資料の搭載状況（質問票1関係）	137 （1.92%）
4	操舵装置及び関連の非常警報の作動（質問票4関係）	127 （1.78%）
5	船内放送装置の非常時の作動（質問票2関係）	112 （1.57%）

以上

#### <お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧（ニン）  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

CIC on Emergency Systems and Procedures 非常用システム及び手順に関する集中検査キャンペーン				
Inspection Authority				
Ship Name		IMO Number		
Date of Inspection		Inspection Port		
QUESTIONS 1 TO 10 ANSWERED WITH A "NO" <b>MUST BE ACCOMPANIED BY A RELEVANT DEFICIENCY ON THE REPORT OF INSPECTION.</b> 質問 1~10 において「NO」いいえ」を記載した場合は、関連する欠陥が PSC 検査報告書にも付随していなければならない。				
No.	Question 質問	Yes	No	N/A
<b>Documentation 書類</b>				
1	Is the damage control plan readily available on board? 船内の損傷制御資料は、直ちに利用できるか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>Operating of Emergency system 非常用システムの操作</b>				
2*	Is the public address system capable of broadcasting emergency announcements? 船内放送装置は非常用放送ができるか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3*	For ships with water level detectors installed, is the system and alarm arrangements operational? 船舶に水面検知器が備え付けられている場合、同システムと警報装置は、問題なく機能するか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4*	Is the steering gear system and its related emergency alarms operational? 操舵装置及び関連する非常警報は、問題なく機能するか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	Does the muster list specify details in accordance with the requirements of SOLAS 1996-1998 Amendment, Chapter III, Regulation 37? 非常配置表は、SOLAS 条約（1996 年～1998 年改正版）第三章第 37 規則の要件を反映した具体的な内容となっているか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6*	Does the emergency source of electrical power supply its power correctly to essential equipment for safety in an emergency? 非常用電源は、非常時の安全確保に不可欠な設備に対して、適切に電力を供給できるか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7a*	Where the emergency source of electrical power is a generator, is it in correct operational condition? 非常用電源が発電機である場合、それは問題なく運転できる状態にあるか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7b*	Where the emergency source of electrical power is an accumulator battery, are the batteries and its switchboard in good condition? 非常用電源が蓄電池である場合、電池とその配電盤は良好な状態にあるか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8*	Is the emergency fire pump in full operational condition? 非常用消火ポンプは、いかなる状況でも良好な状態に保たれているか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>Crew familiarization with emergency systems 非常用システムの乗組員の習熟</b>				
9*	Where a fire drill and/or abandon ship drill was witnessed, was it found to be satisfactory? 防火又は船体放棄の操練若しくはその両方を観察した結果、満足な内容であったか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10*	For the above checked emergency equipment, are the relevant crews familiar with the operation? 前述の非常用装置が備え付けられている場合、担当乗組員は、その操作方法に十分習熟しているか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	Has the ship been detained, as a result of the Inspection Campaign? 本集中検査キャンペーンの結果、当該船舶が拘留されたか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

**注意**

- 「\*」と肩にマークしている質問項目に対して「NO」いいえ」が選択された場合、その船舶の拘留が考慮される。
- N/A 欄の回答がない質問項目は、「Yes」はい」または「No」いいえ」を適切に選択する必要がある。

## **Editor's note**

**東京MOU**：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2020年3月1日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム  
オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリM O U、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、

**ポート・ステート・コントロール（P S C）**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

**集中検査キャンペーン（C I C）**：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり共通の質問票により集中的に検査を実施するキャンペーン。これまで実施したC I Cのテーマは以下のとおり（※はパリMOUと合同で実施）。

1998年 ISMコード※	2011年 構造安全及び満載喫水線※
1999年 GMDSS	2012年 FSSコード※
2002年 ISMコード※	2013年 主補機※
2003年 バルクキャリアに関する安全措置※	2014年 STCW 条約休息时间※
2004年 ISPSコード	2015年 閉鎖区域への立入※
2005年 操作要件	2016年 貨物固縛方法
2006年 MARPOL 条約附属書I※	2017年 航行の安全※
2007年 ISMコード※	2018年 MARPOL 条約附属書VI※
2008年 航行の安全※	2019年 非常システム及びその手順※
2009年 救命艇※	
2010年 有害物質	